**ＣＡＴＶ（ＵＨＤＴＶ）標準規格に係るセンター必須判定確認申立書**

**（超高精細度テレビジョン衛星放送（UHDTV）対象規格用）（注１）**

**年　　月　　日**

**日本知的財産仲裁センター　御中**

**申立人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注２）**

**住所（居所）**

**氏名（名称）**

**（代表者）**

**連絡担当者　　住所**

**部署**

**氏名**

**電話**

**ファックス**

**E-メール**

 **申立人代理人　事務所住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注３）**

**氏名**

**電話番号**

**ファックス**

**E-メール**

**１．本件確認申立ての対象たる、先に必須判定を受けている特許（以下「本件特許」という。）の内容：**

**(1) 特許番号：**

**(2) 請求項：**

**(3) 先に必須判定を受けた、必須判定申立事件番号：**

**(4) 同判定書の日付：**

**２．申立ての趣旨：**

本件特許は、前項記載の必須判定申立事件において、必須判定手続規則別表１「４．ＣＡＴＶ（ＵＨＤＴＶ）対象規格」中に含まれる必須判定手続規則別表１「３．超高精細度テレビジョン衛星放送（UHDTV）特許プールに関する対象技術標準規格」のみを規格対象部分として、既に必須判定を受けたものである、との確認を求める。

**3．申立ての理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注４）**

別表「申立ての理由」記載のとおり。

**４．添付資料**

(1)　申立人が法人であるときは，代表者の資格を証する書面　　正本１通

(2)　代理人を選任したときは，代理権を証する書面（委任状）　正本１通

(3)　上記１.記載の必須判定書　　　　　　　　　　　　　　　　写し1通

(4) CATV(UHDTV)対象規格に係る規格書 写し1通　**（注５）**

**（注１）**

**①　必須判定確認申立書は、電子媒体で提出する。**

**この電子媒体の提出に際しては、その事前にセンター事務局に連絡して、提出方法の説明を受け、その指示に従って提出すること。**

1. **「写し」とは、正本（捺印が必要な正本の場合は捺印済みの正本）のコピーであり捺印不要。**

**(注２)**

**①【代表者】**

**申立人が法人の場合であって代理人がいない場合には、添付書類として提出する法人資格証明書において代表者として登録されている者を申立人の代表者として記載し、代表印を捺印する。但し、代理人がいるときは申立人代表者の捺印は不要である。**

**②【連絡担当者】**

**申立人代表者と実際の担当者が異なる場合には、必ず連絡担当者の連絡先を記載し、当人の印を捺印する。申立書受理後の方式又は内容の補正は連絡担当者名によって行ない、再度の代表者印の押捺は不要である。**

**③【押捺の省略及び資料の援用】**

**先に必須判定を受けた、必須判定申立ての場合と代表者等に変更がない場合は、この確認判定申立書における代表者印の押捺を省略し、また、申立書添付必要書類としての、資格証明書、委任状は、先の必須判定申立において提出した書面を援用することができる。**

**（注３）**

**代理人がいる場合にのみ記載する。連絡場所を記載すること。**

**（注４）**

**①　別表「申立ての理由」は、別途センターが用意したエクセルファイルを使用するものとする。**

**別表の記載方法については，当該エクセルファイルのシート「補足説明」を参照。**

**②　確認申立てができるのは、****必須判定手続規則別表１「３． 超高精細度テレビジョン衛星放送(UHDTV)特許プールに関する対象技術標準規格」のうち、必須判定手続規則別表１「４．CATV(UHDTV)対象規格」に記載された標準規格が準拠等をしている標準規格部分のみを規格対象部分として、既に必須判定を受けた特許に限る。**

**③　同一の請求項について、独立した複数の申立ての趣旨を申立てて、これについて必須判定を受けている場合、**

**・その申立ての趣旨の少なくとも１つが上記②に該当する場合は確認申立対象である。**

**・その申立てが上記②に該当する規格部分と該当しない規格部分との組み合わせにおいて必須判定を受けた場合は確認申立ての対象外である。**

**【例】（ケース１）すでに受けた必須判定の趣旨が 「請求項１は****ARIB標準規格STD-Ｂ６２の～～について必須であると認める。」「請求項１はARIB標準規格STD-Ｂ６３の～～について必須であると認める。」という両方であって少なくとも１つについてその必須判定の対象規格部分をCATV(ＵＨＤＴＶ)標準規格が引用準拠している場合は、確認申立ての対象になる。**

**（ケース２）すでに受けた必須判定が「請求項１はARIB標準規格STD-Ｂ６２の～～及びARIB規格STD-B63の～～について必須であると認める。」というものであって、その一部の対象規格部分のみをCATV(ＵＨＤＴＶ)標準規格が引用準拠している場合は、確認申立ての対象外である。**

**（注５）**

**「ＵＨＤＴＶ標準規格を準拠等する」旨が記載されたCATV(UHDTV)対象規格の表紙及び当該記載のある頁の写しを提出する。**